

## 溝口テレビ中継局をご覧の皆さまへ

## 11月1日より 放送チャンネルが変わります

11月1日より、溝口テレビ中継局の放送チャンネルが変更になります。

これとともに、テレビやビデオもチャンネルの設定変更や、場合によってはアンテナの取替えなどの工事が必要になります。

一般のご家庭の場合、チャンネル設定の変更工事は国が費用を負担し、無料で行います。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ケーブルテレビに加入されているご家庭ではチャンネル変更の必要はありません。

アンテナで溝口テレビ中継局をご覧になっている方は、10月はじめに配布される「総務省からの重要なお知らせ」をご覧ください。



【問い合わせ先】鳥取・島根地域受信対策センター ☎ 0120 - 312 - 655 FAX 0120 - 312 - 062

## 火災警報器の悪質訪問販売等にお気をつけください!!

平成16年の消防法改正とともに、平成18年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられますが、先日、これに便乗した火災警報器の悪質な訪問販売等が発生しました。

町民の皆さまも、以下のことに注意し、悪質な訪問販売等にだまされないようお気をつけください。

既存住宅への住宅用火災警報器等の設置義務化は、平成18年6月1日の予定です。

住宅用火災警報器は、消防署では販売していません。

住宅用火災警報器は、個人でも簡単に取り付けができますが、業者に依頼する場合は、見積もりを取る等、納得の上で依頼してください。

火災警報器の訪問販売はクーリング・オフ制度の対象です。

悪質訪問販売等にあった場合は、お近くの消費者センター等の窓口にご相談ください。



【問い合わせ先】鳥取県防災局消防課 ☎ 0857 - 26 - 7063